

新潟県条例第55号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
(建築物に関する確認申請等手数料) 第23条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。		(建築物に関する確認申請等手数料) 第23条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする者は、確認申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。	
床面積の合計	手数料の額	床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000 円 （政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、8,000円）	30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000 円 （政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、15,000円）	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000 円 （政令第10条各号（第2号を除く。）に掲げる建築物のみの計画にあつては、21,000円）	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円

	円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	44,000円
(略)	

2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書及び同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に係る法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、第1項の手数料のほか、確認申請又は計画通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

4 (略)

5 法第18条第5項の規定により構造計算適合性判定を求めようとする国の機関の長等は、構造計算1件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(略)	

2 (略)

3 (略)

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	18,000円
	200平方メートル以上のもの	20,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
	5,000平方メートル以上のもの	142,000円

3 (略)

4 法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めようとする国の機関の長等は、構造計算1件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、一の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	17,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、13,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、16,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円 (政令第10条各号(第2号を

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) (略)

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第7条の3第4項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円

	除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、21,000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
(略)	

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、14,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、17,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	32,000円 (政令第10条各号(第2号を除く。)に掲げる建築物のみの計画にあつては、23,000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円
(略)	

2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物
(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
(略)	

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(略)	

2 (略)

く。)の法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、第1項の手数料のほか、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第2項に規定する住宅部分の場合 次の表に掲げる額

用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	12,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満のもの	24,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
	5,000平方メートル以上のもの	128,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる額

用途	床面積の合計	手数料の額
工場等(省令別紙の表の用途が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみ)	300平方メートル未満のもの	24,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	34,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	48,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000円
	10,000平方メートル以上のもの	186,000円

場合をいう。 以下この表に おいて同じ。） 以外	一 トル 以 上 25,000 平 方 メ ー トル 未 満 の もの	
	25,000 平 方 メ ー トル 以 上 の もの	226,000円
工場等	300 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	9,000円
	300 平 方 メ ー ト ル 以 上 1,000 平 方 メ ー トル 未 満 の もの	15,000円
	1,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー トル 未 満 の もの	24,000円
	2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー トル 未 満 の もの	72,000円
	5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10,000 平 方 メ ー トル 未 満 の もの	113,000円
	10,000 平 方 メ ー トル 以 上 25,000 平 方 メ ー トル 未 満 の もの	143,000円
	25,000 平 方 メ ー トル 以 上 の もの	178,000円

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

- 第26条** 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、申請又は通知に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。
- 2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、一の建築設備につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

- 第26条** 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、申請に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。
- 2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の建築設備につき2万円（小荷物専用昇降機については、1万3,000円）の手数料を納めなければならない。

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事の完了の通知をしようとする者は、一の工作物につき1万5,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了の通知をしようとする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の対象となる床面積の合計	手数料の額
(略)	

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。

(1)～(8) (略)

(9) 法第18条第20項(法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付

(10) (略)

(11) 法第18条第38項第1号又は第2号(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))及び第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(57) (略)

2 (略)

別表(第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮	(略)

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の工作物につき1万5,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の申請に係る部分の床面積の合計	手数料の額
(略)	

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。

(1)～(8) (略)

(9) 法第18条第16項(法第87条第1項、第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付

(10) (略)

(11) 法第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の4(法第88条第2項において準用する場合を含む。))及び第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(57) (略)

2 (略)

別表(第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)

使用の認定の申請を しようとする者 1の2～40 (略)	(略)	1の2～40 (略)	(略)
------------------------------------	-----	------------	-----

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条第4項の改正(「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める部分に限る。)及び第30条の改正は、公布の日から施行する。